

エイチ・アイ・エス 旅行条件書(要旨) お申し込みの際は、必ず募集型企画旅行条件書(全文)をお読み下さい

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社エイチ・アイ・エス（東京都新宿区西新宿6-8-1、観光庁長官登録旅行業第724号 以下「当社」といいます）が企画および募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット（以下「パンフレット等」といいます）旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）等によります。当社約款は当社ホームページ（http://www.his-j.com）からご覧になれます。
- 当社は、お客様が当社定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込み

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。
- 当社は電話、郵便およびファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱う場合があります。（ご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申込みをお断りさせていただく場合があります）

旅行代金の額	申込金（お1人様）
30万円以上	60,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。ローンをご利用の場合は異なることがあります。

3. 契約の成立

- 第2項（1）および（2）の電話によるお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理をしたときに成立いたします。
- 第2項（2）の郵便およびファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。

4. キャンセル待ちの取扱いについての特約

お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下『キャンセル待ちの取扱い』）といたします）をすることがあります。

- お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下『ウェイトイング期間』）といたします）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、当社が将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- 当社は、本項（1）の申込金相当額を『お預かり金』として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能になった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともにお預り金を申込金に充当します。
- 旅行契約は、当社が本項（2）により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知をお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われた時はお客様に到達した時）に成立するものとします。
- 当社はウェイトイング期間内に、旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、お預り金の全額をお客様に払い戻します。
- 当社は、ウェイトイング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨のお申出があった場合は、お預かり金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨のお申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は旅行契約成立後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しし

ます。契約書面はパンフレット、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。

- 当社はお客様に、受付時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申出が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（燃油サーチャージ等は含みません。パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除く）また、パンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます）
- 旅行日程に明示した観光料金（バス料金等・ガイド料金・入場料等）
- 旅行日程に明示した宿泊料金およびサービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）
- 旅行日程に明示した食事料金（機内食は除外。ただし、航空会社によって異なりますので詳しくは担当者にお問い合わせください。）および税・サービス料金
- 添乗員同行コースの添乗員の同行費用

※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- 超過手荷物料金(各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)
- クリーニング代、電話代、チップ、その他追加飲料等個人的諸経費およびそれに伴う税・サービス料
- 傷害、疾病に関する医療費
- 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・証紙料金・査証料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等）
- 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- 手荷物の運搬料金
 - お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（お1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは担当者にお問い合わせください）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するものです。
- 日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の各国空港税・出入国税などの空港諸税
- オプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- その他パンフレット等内で「〇〇料金」と称するもの
- 運送機関の課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ)
- 宿泊機関が課す諸税

9. お客様が出発までに実施する事項

- 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ（http://www.forth.go.jp/）でご確認ください。
- 渡航先（国または地域）によっては外務省「海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、お申込みの際、外務省「外務省海外安全ホームページ」(http://www.pubanzen.mofa.go.jp/)「外務省領事局領事サービスセンター（海外安全相談班）：TEL（代表）03（3580）3311（内線：2902、2903）でもご確認ください。
- 旅行期間中、緊急事態発生など安全に関わる情報をメール等で受け取れる外務省のシステム「たびレジ」への登録をおすすめします。（https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/）

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によ

らない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

11. 旅行契約の解除・払い戻し

（1）旅行開始前

①お客様の解除権

ア お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。（お申出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認をお願いいたします）

イ 旅券・査証その他渡航手続き上の事由および各種ローンの取扱手続きにより、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象になります。

ウ お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

- 第10項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が旅程保証（別紙）に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれが極めて大きい時。
- 当社がお客様に対し、第5項（2）に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

エ 当社は本項「（1）①ア、イ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（申込金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申受けます。

○**取消料（下記表は全て旅行代金がベースとなります）**

旅行契約の取消日 旅行開始日の前日から起算して	（注1）特定日に開始する旅行		特定日以外に開始する旅行	
	通常	65歳以上又は特別な事情の方	通常	65歳以上又は特別な事情の方
40日前以降～31日前まで	10%	無料	無料	無料
30日前以降～21日前まで	20%	10%	20%	無料
20日前以降～3日前まで	20%	15%	20%	15%
2日前～当日の旅行開始日	50%	40%	50%	40%
（注2）旅行開始後または無連絡不参加	100%	100%	100%	100%

（注1）**特定日：4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7**

（注2）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

○日本発着時に船舶を利用する旅行、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行でクルーズ約款を適用する旨の記載のあるコースは、当該旅行パンフレットに記載の取消料によります。

○**貸切航空機（チャーター機）利用等の取消料**

旅行契約の取消日 （旅行開始日の前日から起算して）	取 消 料
60日前以降～31日前以前	旅行代金の20%
30日前以降～21日前以前	旅行代金の50%
20日前以降～4日前以前	旅行代金の80%
3日前以降	旅行代金の100%

12. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

13. 当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。（損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです）

- 手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊

機関等の旅行サービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の手配を当社に代わって手配をする者（現地手配会社）をいいます。

- 当社の責任の範囲は、当社及び上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

- 当社としては、海外旅行保険のご加入を強くお勧めします。
- お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項（1）の責任を負いません。

ア 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止

エ 自由行動中の事故

オ 食中毒

カ 盗難・詐欺等の犯罪行為

キ 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

ク 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による障害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません

ケ その他、当社の関与し得ない事由

14. 旅程保証

- 当社は、別紙に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①②を除き旅行代金に別紙に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします）ただし、当該変更事項について当社に第13項（当社の責任）が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてでなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。（ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います）

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変

イ 戦乱

ウ 暴動

エ 官公署の命令

オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

② 第11項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

15. その他

- お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。

- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 子供代金および幼児代金は、コースによって規定が異なります。
- 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、各コース日程表に記載している出発空港または出発地を出発（集合）してから、当該空港または当該地に帰着（解散）するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外の解散場所で解散するまでとなります。

- 契約に関するお客様と当社との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。

（**旅行代金の返金に関するご注意**）

当社では、お客様のご都合による取消しの場合、および返金が生じた場合返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。